

## 本号で公布された条例のあらまし

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（障害者支援課）

### 一 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正を行う。

### 二 内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に係る基準該当障害福祉サービスに関する特例の制度を設ける。

### 三 施行期日

平成二十八年四月一日